

第3次筑西市男女共同参画基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

本市では、男女共同参画施策を計画的かつ効果的に実施するために「筑西市男女共同参画基本計画」を平成22年3月に策定し、令和2年度から「第2次筑西市男女共同参画基本計画」（以下「現行計画」という。）へと移行した。その後、国や茨城県等の上位計画等との整合性を図る観点から令和7年2月に計画期間を2年間延長し、施策の推進に取り組んでいる。

令和8年度末に現行計画の期間が終了することから、新たに令和9年度を初年度とする「第3次筑西市男女共同参画基本計画（以下「次期計画」という。）」を策定するとともに、策定にあたっては、価値観や生活形態が多様化する社会情勢及び関連法令等の変化を踏まえ、男女共同参画に関する市民等の意識調査を行い、その調査結果から市民等の意識や実態を把握・分析し、本市の特徴を踏まえた効果的かつ実効性の高い計画とすることが求められる。

そこで、豊富な見識や高度な専門知識を有する事業者から必要な支援を受け、効果的かつ効率的な計画策定業務を行うために公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するものであり、この実施要綱は、その手続きについて必要な事項を定め、「第3次筑西市男女共同参画基本計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）の受託業者を厳正かつ公平に選定することを目的とする。

2 業務概要

（1）業務名

第3次筑西市男女共同参画基本計画策定支援業務委託

（2）業務内容

別紙1「第3次筑西市男女共同参画基本計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

（4）委託料上限額

令和7年度 2,992,000円

令和8年度 4,950,000円

合 計 7,942,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案にあたっては、それぞれの金額を超えないものとする。

3 担当事務局

〒308-0031 筑西市稲荷町丙 372 番地 アルテリオ 2 階※

筑西市市長公室市民協働課

電話：0296-23-1600 FAX：0296-23-1602

E-mail:kyodo@city.chikusei.lg.jp

※筑西市役所本庁舎の所在地とは異なることに留意すること。

4 選定方式

受託業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式によるものとし、本要綱に記載する企画提案書等の提出を求め、提案事業者の実績及び業務実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に審査し、優先交渉権者を選定する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。なお、一つの事業者が複数の企画提案で参加することはできない。

- (1) 令和 7・8 年度筑西市入札参加資格登録業者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている、又は、名簿登録ができる条件を満たしている者であること。なお、名簿に登録されていない者が優先交渉権者に決定した場合は、直ちに参加資格審査の申請書を本市に提出すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる一般競争入札に参加させることができない者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる事項に該当する者として筑西市の入札参加制限を受けていないこと。
- (4) 筑西市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 筑西市建設工事等指名停止等措置要綱（平成 17 年市告示第 13 号）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 国税（法人税及び消費税）、法人事業税、法人住民税及び市区町村民税の滞納がないこと。
- (8) 過去 5 年間（契約日が令和 2 年度から令和 6 年度のもの）において、本業務と同種の男女共同参画計画の策定支援に関する業務を直接受注した実績を 2 件以上有する者であること。
- (9) プライバシーマークの認証（JIS Q 15001）を取得している者であること。

- (10) 本業務を履行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることが出来ること。
- (11) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。
- (12) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

6 公募スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする

実施内容	実施期日
実施要綱等の公表（市ホームページ）	令和7年5月23日（金）
質問書の受付	令和7年5月30日（金）午後5時まで
質問に対する回答日	令和7年6月11日（水）
参加申込書・企画提案書等の提出期間	令和7年6月12日（木）～令和7年6月25日（水）午後5時
第1次審査（書類審査）の結果通知	令和7年7月9日（水）【予定】
第2次審査（プレゼンテーション）	令和7年7月16日（水）
審査結果（選定）通知日	令和7年7月下旬【予定】
契約締結	令和7年8月上旬【予定】

7 実施要綱及び仕様書等の配布

- (1) 期 間 令和7年5月23日（金）から令和7年6月25日（水）午後5時まで
- (2) 方 法 筑西市ホームページからダウンロードする。
- (3) 掲載場所 ホーム → 事業者の方へ → 公募型プロポーザル → プロポーザル案件
- (4) 配布資料
- ① 第3次筑西市男女共同参画基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱
 - ② 第3次筑西市男女共同参画基本計画策定支援業務委託仕様書
 - ③ 申請様式（様式第1号～第8号）

8 質問の受付及び回答

実施要綱及び仕様書等に関する質問の受付及び回答については、次のとおりとする。

(1) 受付方法

質問書（様式第7号）に質問事項を記載のうえ、電子メールにて送信すること。

メールの件名は、「第3次筑西市男女共同参画基本計画策定支援業務委託に関する質問（事業者名）」とすること。

(2) 送信先

筑西市市長公室市民協働課メールアドレス（3 担当事務局 参照）

※メール送信後は必ず電話により受信の確認をすること。

(3) 受付期間

実施要綱の公表日から令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時まで

(4) 回答方法

回答書として取りまとめ、令和 7 年 6 月 11 日（水）までに、市ホームページに掲載する。

(5) その他

- ・ 質問は上記の方法及び期間に係るものに限り、実施要綱等、本プロポーザルに関すること以外の質問及び意見については受け付けない。
- ・ 質問への回答により、本要綱を加筆、修正したものとする。
- ・ 回答の内容に疑義がある場合でも、市はそれ以上の質疑に回答しない。

9 参加申込書・企画提案書等の提出

(1) 提出期間 令和 7 年 6 月 12 日（木）～令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時

（※アルテリオ休館日の月曜日を除く）

(2) 提出先 筑西市市長公室市民協働課（3 担当事務局 参照）

(3) 提出方法 持参又は郵送による。いずれも「（1）提出期間」内に必着のこと。

【持参の場合】各日午前 9 時から午後 5 時までとする。

【郵送の場合】簡易書留郵便によるものとする。

(4) 提出書類

① 参加申込書（様式第 1 号）

② 企画提案書表紙（様式第 2 号）

③ 企画提案書（任意様式）

- ・ 別紙 2 「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。
- ・ 提出後の企画提案書の差し替えは認めない。（※本市が補正等を求める場合は除く。）

④ 会社概要書（様式第 3 号）

- ・ 財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書（直近 2 期分））を添付すること。

⑤ 業務実績一覧（様式第 4 号）

- ・ 契約実績の内容を確認することができる書類を添付すること。

⑥ 業務実施体制表（様式第 5 号）

⑦ 見積書（様式第6号）

- ・ 単価や人件費等の積算内訳も任意様式で添付すること。（「一式」等の記載は不可。）

（5）提出部数等

① 正本1部（代表者印押印のもの）

② 副本7部（複写可）

③ CD-R等1枚（PDF形式で保存したもの）

- ・ 提出書類は、インデックスを付けて簡易なA4ファイルで提出すること。
- ・ 副本には、事業者名やロゴ等を抹消し、企画提案者が認識できるような記載はしないこと。また、正本にカラー表示を含む場合は、副本においてもカラー表示とすること。

10 辞退

参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式第8号）により届け出ること。

11 事業者の選定

（1）審査基準

第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション）は、市が設置する本プロポーザルに係る審査委員会において行う。

（2）審査項目及び配点

審査項目		配点
1. 提案者概要	・ 会社概要 ・ 業務実績 ・ 業務実施体制、担当者実績	25点
2. 計画策定	・ 業務内容の理解度 ・ 策定業務の実施方針、提案内容の妥当性・的確性 ・ 業務実施手法の妥当性 ・ 調査・分析手法の妥当性 ・ 提案内容の的確性	55点
3. 工程管理	・ 策定業務・各種会議等の運営支援 ・ 作業工程の妥当性	10点
4. 見積金額 ※1	・ 見積金額の妥当性	10点
5. 取組意欲 ※2	・ 取組意欲、業務遂行に対する期待度	
合 計		100点

※1 第1次審査でのみ評価対象とする。※2 第2次審査でのみ評価対象とする。

(3) 第1次審査（書類審査）

- ・ 審査の結果、提案事業者のうち点数の高い順から3者を一次審査通過者とする。
- ・ 点数が同点となった場合は、見積書の金額が低い者を上位とする。
- ・ 応募のあった事業者が1者の場合でも、審査委員会に諮り、審査を実施する。
- ・ 第一次審査の選考結果は、「6 公募スケジュール」に基づき、文書（郵送）で事業者宛に通知するとともに、審査通過事業者には第2次審査の内容について通知する。
- ・ 選考に対する異議には、一切応じないものとする。

(4) 第2次審査（一次審査通過者によるプレゼンテーション・ヒアリング）

① 実施日

- ・ 「6 公募スケジュール」のとおり
- ・ 日時、場所等の詳細については、第一次審査通過事業者を選考結果とあわせて通知する。

② 1者当たりの所要時間

- ・ プレゼンテーション（20分）
- ・ 企画提案に対する質疑等（15分程度）

③ 内容説明

- ・ 提出した企画提案書等に基づく説明を行うものとし、資料の追加や差し替えは認めない。
- ・ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

④ 説明者

- ・ 会場への入室は、1者当たり4人以内とする。
- ・ プレゼンテーション及び質疑応答は、原則として、主担当者が行うこととし、業務責任者も同席すること。

※ 入室する者は、会社名を表示した衣類、バッジ類等の企画提案者を特定できるような物を身に付けてはならない。

⑤ 審査の方法等

- ・ 事業者ごとに企画提案書に関する説明を行い、その後審査委員による質疑を行う。
- ・ 応募事業者が1者の場合でも、選定委員会が定める基準に満たない場合は「該当なし」とし、再度公募を行う場合がある。
- ・ 点数が同点となった場合は、見積書の金額が低い者を上位とする。

⑥ その他

パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に担当事務局に連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは本市が準備するが、パソコン等のその他の機器は各自用意すること。

⑦ 選定結果の通知・公表

- ・ 選定結果については、優先交渉権者を第2次審査参加事業者の全てに郵送により通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。
- ・ 選定の経緯や審査内容に関しての質疑及び選定結果に対する異議には、一切応じないものとする。

1 2 選定後の手続き

選定結果通知後、本市は選定した優先交渉権者と契約締結の協議を行う。

その際、原則として企画提案書等に記載した内容や、審査で説明、質疑に対して回答した内容は、本業務の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。

また、見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で協議が不調となった場合は、次点交渉権者と改めて協議を行うものとする。

1 3 失格事項

本市は、応募者が次のいずれかに該当した場合は、当該応募を取消することができる。

- (1) 参加資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) 実施要綱等において必要とする手続を行わなかったとき。
- (3) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかったとき。
- (4) 提出書類に不備があるとき（軽微な場合を除く）。
- (5) 提案内容に虚偽又は不正があるとき。
- (6) 見積書の金額が委託料の上限額を超えているとき。
- (7) 選考の公平性を害する行為があったとき。
- (8) 会社更生法の適用を受けるなど、履行が困難と認められる状態に至ったとき。
- (9) その他、著しく信義に反する行為等があったことにより審査委員長が失格と認めたとき。

1 4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は円とする。また、提出書類等で用いる単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (3) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の再提出は認めない。
- (5) 提出された提案書等の書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市は、本プロポーザルに係る範囲において公表する場合その他市が必要と認める場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、筑西市情報公開条例に基づき、公表の対象となる可能性があることに留意すること。
- (6) 提出書類に記載された個人情報、本業務の受託業者の選定にのみ使用し、それ以外の目的には、一切使用しない。
- (7) 審査に対して異議申立てはできないものとする。